

日本シュガーデコレーション協会会則

第1章 総則

(本会則の目的)

第1条 日本シュガーデコレーション協会（以下「本会」という。）は、本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

(名称)

第2条 本会は、日本シュガーデコレーション協会（Japan Sugardecoration Association）と称する。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(支部)

第4条 本会は、理事会の決議により、支部を設けることができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、女性ならではの発想力でシュガーデコレーションを創り出すことで、子育てをはじめとした対家庭、対社会において心温まるコミュニケーションが生まれ、社会貢献していくことにより、いきいきと輝ける女性を創り出し、その活動を支援していくこと、また認定講座をサポートしていくことにより、シュガーデコレーションの楽しさを社会に広めていくことを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前項の目的に資するため次の事業を行う

1. クッキーやカップケーキなどのデコレーションスイーツ作り教室の運営
2. 認定講師養成セミナーの開催
3. 認定講師の活動のサポート
4. デコレーションの材料・道具・包材の取扱い販売
5. テキスト・書籍・雑誌などの執筆、出版
6. イベント企画・開催
7. アニバーサリーケーキなどの受注・販売
8. その他前各号に附帯関連する事業.

第3章 会員

(種別)

第7条 本会の会員は、次の2種類とする

1. 認定インストラクター会員 認定インストラクター養成セミナー（トレーニング

- グレッスン)の全過程を終了し理事会がインストラクターとして認定した個人。
2. 会員 本会の目的に賛同し、会員として入会した個人。

(入会)

- 第8条 1. 本会に会員として入会しようとするものは入会金 3,000 円 (税別) を添え、入会申込書を書面により理事会に提出する方法又はホームページ登録フォームより会員登録をする方法により、理事会の承認を得るものとする。ホームページより登録をしたものは、本会・または指定の口座へ入会金の納入をもって登録を完了するものとする。
2. 認定インストラクターが開催する本会の定める講座を受講しようとするものは、本会に会員として入会しなければならない。
3. 他の類似組織において、同種の講師資格を持っている者が入会する際は、その旨を本会に申し出なければならない。

(会員の権利)

- 第9条 認定インストラクター会員は次の権利を有する。
1. 本会認定インストラクター会員は、本会の名のもと本会作成のマニュアルを使用して同等の内容の講座を開催し、インストラクターとして活動することができる。その際のレッスン代金については会員から直接支払を受けることができるものとする。

(著作権)

- 第10条
1. 本会の提供する作品の著作権は、本会にあるものとし、デザイン・レシピ・テキストの無断転用を禁ずる。
 2. 作業工程の写真や動画をブログ・facebookなどのSNSへ掲載することを禁ずる。

(抛出金品の不返還)

- 第11条 会員は、既納の金銭物件の返還を求めることはできない。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会には次の役員を置く

1. 理事（1名以上10名以内）
2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 1. 理事は、社員総会の決議によって選任する
3. 代表理事は、理事の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第14条

1. 理事は、理事会を構成し、本会則の定め及び理事会の議決、法令、定款等の定めるところにより職務を執行する
2. 代表理事は本会を代表し、その業務を総括し、執行する。

(理事の任期)

第15条

1. 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。
4. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の解任)

第16条 理事は社員総会の決議によって解任することができる。解任に際しては社員総会の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。

(役員報酬等)

第17条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 会議

(理事会)

第18条

1. 理事会は毎年1回以上代表理事が招集し開催する。
2. 理事会の議長は、代表理事とする。
3. 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
4. やむを得ない事情により理事会を開催できない場合には、書面による開催に替えることができる。
5. 次の事項は、理事会に提出してその承認を受けなければならない。
 1. 会則、事業等の変更
 2. 事業計画及び収支予算並びにその変更
 3. 事業報告及び収支決算
 4. 役員を選任または解任
 5. 解散
 6. その他本会の運営に関する重要事項

(議事録)

第19条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 会計

(経費)

第20条 本会の事業遂行に関する経費は、会費、事業に伴う収入、寄付金その他の収入をもってあてる。

(予算等の承認)

第21条 本会の各年の事業計画及びそれに伴う収支予算は、理事会の承認を得なければならない

(決算等の承認)

第22条 代表理事は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第23条 この会の事業年度は毎年4月1日にはじまり3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第24条 本会則は、理事会の承認がなければ変更できない。

(委任)

第25条 本会則に定めのない事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

制 定 平成26年 5月 9日
改訂 平成26年 12月 30日
改訂 平成27年 3月 7日
改訂 令和元年 9月 1日

一般社団法人 日本シュガーデコレーション協会

事務所所在地：京都市左京区下鴨梅ノ木町 71-9

Tel : 075-721-1133

Fax : 075-711-3113

附則

本会則は、平成26年 5月 9日 に制定、施行する。

平成26年12月30日 改訂 細則、会員特典 追加

平成27年 3月 7日 改訂 第12条 重複登録の禁止 追加